

グループホーム やまもも
グループホーム みらい
グループホーム ぶなの木

重要事項説明書

1 事業所(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人 祥星会
理事長	田所 春美
所在地・連絡先	高知県宿毛市押ノ川1196
	(電話)0880-63-2146
	(FAX)0880-63-2432

2 事業所の概要

事業の種類	指定共同生活援助(外部サービス利用型)
事業所の名称	グループホーム やまもも
所在地・連絡先	高知県宿毛市押ノ川1049-2
	(電話)0880-63-2570
主たる対象者	精神障害者
定員	7名
開設年月日	平成21年4月15日

事業の種類	指定共同生活援助(外部サービス利用型)
事業所の名称	グループホーム みらい
所在地・連絡先	高知県宿毛市押ノ川973
	(電話)0880-63-2060
主たる対象者	精神障害者
定員	6名
開設年月日	平成24年4月1日

事業の種類	指定共同生活援助(外部サービス利用型)
事業所の名称	グループホーム ぶなの木
所在地・連絡先	高知県宿毛市押ノ川1060番地2
	(電話)0880-63-0506
主たる対象者	精神障害者
定員	17名
開設年月日	平成29年7月1日

事業所番号	3920800012
管理者	植野 也寸志
サービス管理責任者	山岡 千里・山本 真由美

3 事業の目的及び運営方針

目的	地域においてグループホームでの生活を望む障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長することを目的とする。
運営方針	(1) 入居者に対し、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行う。 (2) 入居者の人権尊重の理念のもとに、自己決定の原則を守り安全で快適な生活ができるよう可能な限り援助する。 (3) 日常生活の相談に加えて、入浴、排せつ、又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供する必要がある場合、外部の居宅介護事業者に介護の提供を委託し状態に応じた援助を行う。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 構造

施設名	やまもも	みらい	ぶなの木
構造	木造平屋建	木造平屋建	木造平屋建
延床面積	194.96㎡	174.62㎡	668.86㎡

(2) 設備

施設名	やまもも	みらい	ぶなの木
居室	7部屋(11.52㎡)	6部屋(10.57㎡)	17部屋(13.49㎡)
食堂兼居間	1	1	2
台所	1	1	2
浴室	1	1	2
洗面所	3	2	4+各居室
便所	2	2	8

5 職員の体制

従業者の職種

管理者 世話人兼務	1名
サービス管理責任者 兼務あり	1名
世話人	法定基準以上の配置

6 職員の勤務時間

勤務時間

毎週 月～金	8:45～17:15
休日	土日祝祭日

7 サービスの内容

訓練等給付費の範囲内で提供するサービスの内容は以下の通りです。

なお、利用者個々人について提供するサービス内容については、個別支援計画に基づくものとします。

(1) 給付費支給対象サービス

種類	内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事	利用者の状況に応じた適切な援助を行うとともに、食事の自立に向けた支援を行います。
排泄・入浴	外部サービス事業者との契約により援助を受ける事が出来ます。
活動支援	地域行事への参加を促進します。
着替え、整容など	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。
洗濯・清掃・ 整理整頓	衛生面に配慮して、清潔保持に努めます。 利用者の状況に応じた適切な援助をします。
健康管理	世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。
服薬・通院	利用者の状況に応じた適切な援助をします。
入院に関する支援	職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。 但し、入院時支援加算の算定内とする。

(2) 給付費支給外サービス

種類	内容
金銭管理	基本的には金銭自己管理していただきます。 金銭管理方法等の相談に乗り、援助を行います。
生活用品等買物	本人より買物に出掛けていただきます。
レクリエーションの 付添	レクリエーション、地域行事等への参加については、利用者の希望により付添等の支援を行います。
行政機関等への 手続き代行	行政機関等に対する手続きが必要な場合には、利用者、家族に報告し同意を得たうえで代行します。(代行手続き等同意書に署名・捺印)

8 利用料

お支払いいただく利用料及び支払方法は、次の通りです。

(1) 給付費支給サービス利用料金

市町村長が基準に基づき定めた利用者負担額

ただし、法定代理受領(事業者が利用者に代わって市町村長から給付費を受領すること)をしない場合は、利用者負担額及び給付費の額を支払っていただきます。

(2) 給付費支給外サービス利用料金

種類	内容
家賃・共益費	家賃は月額 20,000円とします。 共益費は月額 6,000円とします。 その他、居室の電気料金。 ※体験・試験外泊入居時、家賃は頂きません。共益費・電気料金は日割り計算になります。
レクリエーション等	レクリエーションにかかる費用は負担していただきます。
健康診査	検診やインフルエンザの予防接種に要した費用の実費。

(3) 支払方法

上記利用料等の支払は1ヶ月ごとに計算し請求しますので、指定された日までに下記の方法でお支払い下さい。

- ・請求書を送付しますので、現金持参いただくか、もしくは最寄りの金融機関から振り込み下さい。
振り込みの場合(郵便振替にて指定の用紙)

9 個別支援計画に基づくサービスの提供

利用者に対する具体的なサービスの内容やサービス提供方針については、利用者ごとに作成する「個別支援計画」で定めます。また、個別支援計画の作成及び変更は次により行います。

- (1) 利用者及び家族等と面接を行い、現在の状況や希望等を伺った上で作成します。
- (2) 個別支援計画の内容については、利用者及びご家族等に説明し、同意を得た上で決定します。
- (3) 契約締結後、具体的なサービスの提供を開始しますが、正式な個別支援計画策定には多少時間が必要であるため、その間のサービス提供は暫定的なものとなります。
- (4) この支援計画は、おおむね6ヶ月に1回見直すこととします。また、変更の必要があると認められた場合は、利用者及び家族と協議し変更することとします。
- (5) 利用者及び家族からの要請があれば随時検討します。

10 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

提供した指定共同生活援助に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けつけるための窓口を設置します。

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 相談窓口	・ 窓口担当者 サービス管理責任者 ・ 利用時間 8:45～17:15 ・ 電話番号 0880-63-0506 ・ 苦情解決責任者 管理者
聖ヶ丘病院	・ 窓口担当者 相談室 ・ 利用時間 8:45～17:15 ・ 電話番号 0880-63-2146
幡多福祉保健所 障害課	・ 所在地 高知県四万十市中村山手通19 ・ 電話番号 0880-34-5124 ・ FAX 0880-35-5980

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・ 窓口担当者 管理者 ・ 利用時間 8:45～17:15 ・ 電話番号 0880-63-0506
------------------	---

11 協力医療機関等について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名	心療科	所在地/連絡先
聖ヶ丘病院	内科・神経科・ 精神科・心療内科	宿毛市押ノ川1196 0880-63-2146
渡川病院	精神科 心療内科	四万十市具同2278-1 0880-37-2220
前田歯科	歯科	宿毛市萩原1-31 0880-63-3803

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める防災マニュアルに則り対応いたします。		
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、火災・避難訓練を年2回以上実施します。		
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・スプリンクラー(グループホーム みらい・ぶなの木) ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・災害に備えての備蓄(食料・飲料水3日分) ・非常通報装置 ・消化器 各2本(ぶなの木7本)		
消防計画	消防署への届出	グループホーム やまもも 平成 29年 7月 1日	防火管理責任者 植野 也寸志
		グループホーム みらい 平成 29年 7月 1日	防火管理責任者 植野 也寸志
		グループホーム ぶなの木 平成 29年 7月 1日	防火管理責任者 植野 也寸志

13 心身の状況の把握

指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定共同生活援助の提供に当たり、市町村、その指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 事故発生時の対応

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

17 サービス提供の記録

①指定共同生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

②指定共同生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

18 事業所ご利用の際にご注意いただく事項

喫煙	敷地内全面禁煙となります。(令和元年7月1日より)
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
貴重品の管理	貴重品は利用者の責任において管理していただきます。
動物飼育	住居へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

(付則) この重要事項説明書については、平成28年4月1日より有効とします。

令和元年5月1日付 一部改正

令和6年9月1日付 一部改正